

横手市告示第113号

横手市パブリックコメント実施要綱を次のように定める。

平成26年6月5日

横手市長 高橋 大

横手市パブリックコメント実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、横手市自治基本条例（平成25年横手市条例第19号）第13条第2項の規定に基づき、パブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めることにより、市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定過程における公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の積極的な市政への参画を促進し、もって市民と行政との協働によるまちづくりの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント 政策等を立案する過程で、当該政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民等に公表し、公表したものに対する

市民等からの意見及び提案（以下「意見等」という。）を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見等の概要及び当該意見等に対する市の考え方を公表する一連の手續

(2) 実施機関 市長及び教育委員会、選挙管理委員会等の行政委員会

(3) 市民等 次の各号のいずれかに該当するもの

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有するもの

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 市に対して納税義務を有するもの

カ 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメントに係る案件に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 パブリックコメントの対象となる政策等の策定は、次のとおりとする。

(1) 総合計画又は個別の行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(2) 市政に関する基本方針を定める条例又は市民等に義務を課し、若しくは権利を制限する条例（金銭の賦課徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、パブリックコメントの対象としないものとする。

- (1) 法令等により市民等への意見聴取の手続が定められているもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するもの
- (3) 迅速若しくは緊急を要するもの
- (4) 法令の改正又は廃止に伴う条、項等の移動、用語の整備等の軽微なもの

(政策等の案の公表)

第4条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前に相当の期間を設けて政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次の資料を併せて公表するものとする。

- (1) 政策等の趣旨、目的及び背景
- (2) 実施機関の考え方及び論点
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民等が政策等の案を理解するために必要なもの

3 前項の規定による公表は、原則として次の方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所での閲覧
- (2) 市のホームページへの掲載

(意見等の提出)

第5条 実施機関は、政策等の案の公表の日から起算して30日以上の意見等の募集期間を設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない事由があるときは、意見等の募集期間を30日未満とすることができる。この場合において、前条の規定による公表において、その理由を明らかにしなければならない。

3 意見等の提出は、次の各号のいずれかに該当する方法により行うものとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

4 意見等を提出しようとする市民等は、住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）を明らかにしなければならない。

(意見等の取扱い及び公表)

第6条 実施機関は、提出された意見等を考慮し、政策等の策定に係る意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、提出された意見等の概要及び当該意見等に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときは、修正内容及び理由を公表するも

のとする。この場合において、類似の意見等が複数あるときは、それらを一の意見等とみなして公表することができる。

3 第4条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(不公表)

第7条 前条第2項の規定にかかわらず、実施機関は、提出された意見等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該意見等に対する実施機関の考え方を公表しないことができる。

- (1) 賛否の結論のみを示したもの
- (2) 内容が政策等に合致しないもの
- (3) 第5条の規定による意見等の提出手続に従っていないもの

2 実施機関は、公表しようとする内容に横手市情報公開条例（平成17年横手市条例第23号）第6条の非開示情報に該当する部分が含まれるときは、当該部分を除いて公表するものとする。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、パブリックコメントの実施状況を市のホームページへの掲載等により公表するものとする。

2 前項の規定により公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 案件名
- (2) 意見等の募集期間
- (3) 政策等の実施機関

(4) 提出された意見等の件数

(5) 第6条第2項の規定による公表事項の公表日

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。